

事業主からの照会・相談対応 Q&A（e-Gov 電子申請）

<e-Gov について>

Q1 健保組合への電子申請がどのように変わるのですか？

A1

令和8年11月から、健保組合への電子申請は、現在のマイナポータル経由から e-Gov 経由へ移行する予定です。

これにより、

- ・ 年金・雇用保険と同じ仕組みで申請できる
- ・ 申請方法が増える（e-Gov アプリによるオンライン申請が可能となる）
- ・ 給付関係の申請も順次、電子申請可能となる

など、事業主の利便性向上が期待されています。

また、e-Gov 経由に移行した後、順次、傷病手当金支給申請書などの保険給付に関する申請手続きも追加する予定です。（開始時期は未定）

Q2 e-Gov とは何ですか？

A2

e-Gov は、国が提供する行政手続のオンライン窓口です。

厚生年金、雇用保険、労働保険などの電子申請にも利用されており、事業主や社会保険労務士向けの電子申請基盤として広く利用されています。健保組合への電子申請も、この e-Gov を利用する形になります。

Q3 e-Gov の使い方が分かりません。

A3

e-Gov の利用方法については、以下の専門窓口をご利用ください。

e-Gov 利用者サポートデスク (<https://www.e-gov.go.jp/contact>)

① Web フォーム（24 時間受付）

受付：年中無休・24 時間

回答：原則メール（必要に応じて電話連絡あり）

② 電話（繁忙期・通常期で時間限定）

電話番号：050-3786-2225

また、e-Gov ポータルサイトには初心者向けガイドや各種マニュアルが掲載されています。

※e-Gov を初めてお使いの方へ

[e-Gov を初めてお使いの方へ](#) | [e-Gov 電子申請](#)

Q4 e-Gov に関する質問をまとめたサイトはありますか

A4

e-Gov ポータルサイトに、よくあるご質問（FAQ）が掲載されております。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq>

Q5 健保組合で e-Gov の操作方法を教えてもらえますか？

A5

健保組合では、健保組合に対する手続きの内容についてはご案内できますが、

- ・ e-Gov の操作方法
- ・ e-Gov アカウント
- ・ G ビズ ID
- ・ 人事給与システムの設定

などの詳細については、それぞれの専門窓口へお問い合わせください。

<電子申請について>

Q6 電子申請を利用するメリットは何ですか？

A6

主なメリットは次のとおりです。

- ・ 押印や郵送が不要
- ・ 24 時間いつでも申請可能
- ・ 窓口へ行く必要がない
- ・ 進捗確認がしやすい
- ・ 印刷・郵送コストを削減できる
- ・ 書類紛失リスクを低減できる

特に、年金や雇用保険と同様の環境で手続きできるため、業務効率化につながります。

Q7 電子申請は難しそうなので、今まで通り紙で提出したいのですが。

A7

紙申請も可能ですが、電子申請を利用すると郵送や窓口提出が不要になり、事務負担を大きく軽減できます。

また、e-Gov 移行により、人事給与システムを利用していない事業所でも電子申請を利用しやすくなりますので、ぜひご活用をご検討ください。

Q8 現在は人事給与システムが e-Gov に対応していないため、電子申請を利用していません。それでも利用できますか？

A8

はい、利用できます。

今回の e-Gov 移行の大きなメリットの一つは、人事給与システムが電子申請に対応していなくても、e-Gov アプリを利用して電子申請できることです。

これまで健保組合への電子申請は、人事給与システムがマイナポータル連携に対応していないと利用できませんでしたが、移行後は e-Gov アプリからオンラインで申請できます。電子申請を始める良い機会としてぜひご検討ください。

Q9 人事給与システムを使っていますが、何か対応が必要ですか？

A9

ご利用中の人事給与システムが今般の e-Gov 移行に対応する予定かどうか、システムベンダーへご確認ください。

対応する場合は従来に近い操作で利用できる想定です。対応していない場合でも、e-Gov アプリを利用した電子申請が可能です。

Q10 人事給与システムが e-Gov に対応していない場合はどうすればよいですか？

A10

以下の方法により電子申請できます。

方法① e-Gov アプリ（直接入力方式）：申請画面に必要事項を入力して申請します。

方法② e-Gov アプリ（CSV 添付方式）：人事給与システムや日本年金機構が提供する「届書作成プログラム」で作成した CSV ファイルを添付して申請します。

Q11 どの申請方法を選べばよいか分かりません。

A11

目安として次のようにお考えください。（①から順に該当する方法をお選びください）

- ① 人事給与システムが e-Gov 対応する（※） → 人事給与システムから申請
- ② CSV ファイルが作成できる → e-Gov アプリ（CSV 添付方式）
- ③ ①、②に該当しない届出・申請 → e-Gov アプリ（直接入力方式）

※ 詳細は利用中の人事給与システムベンダーへご確認ください。

Q12 e-Gov アプリの利用方法を学べる動画はありますか？

A12

日本年金機構 HP「電子申請（e-Gov）」

（<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/denshishinsei/e-gov.html>）で動画が公開されています。

e-Gov の利用開始手順や申請方法を分かりやすく解説しており、初めて利用される事業主にもおすすめです。なお、動画の作成から一部の内容が変更となっていますので、「大切なお知らせ」をご確認の上で動画をご覧ください。

Q13 「届書作成プログラム」はどのように利用できますか？

A13

日本年金機構が無償で提供している「届書作成プログラム」で作成した健保組合用の CSV データを、e-Gov アプリで添付して電子申請できます。現在、作成した CSV データを磁気媒体で届出されている事業所は、ぜひ e-Gov アプリによる電子申請をご活用ください。なお、将来的には CSV データ作成だけでなく、健保組合への電子申請が直接可能となる予定です。

Q14 届書作成プログラムの使い方が分かりません。

A14

日本年金機構の HP「電子申請（届書作成プログラム）」をご確認ください。

（<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/denshishinsei/program.html>）

※日本年金機構 HP のトップ画面から「届書作成プログラム」と検索いただくと一番上に表示されます

Q15 今回の移行で事業主がまずやるべきことは何ですか？

A15

まずは次の 3 点をご確認ください。

①人事給与システムを利用されている場合は、システムが e-Gov 対応予定かベンダーへ確認する

②G ビズ ID を取得していない場合は取得を検討する

③健保連や健保組合から提供される動画・リーフレットを確認する

特に現在電子申請を利用していない事業所は、e-Gov アプリによる申請が利用可能となるため、この機会に電子申請の導入をご検討ください。

Q16 現在マイナポを利用して申請しているが、e-Gov に移行した場合、申請内容等に変更はありますか

A16

申請内容のひな形については、現在のマイナポと同じ申請内容としているため変更はありません。

<e-Gov のアカウント等について>

Q17 G ビズ ID とは何ですか？

A17

G ビズ ID は、事業者向けの共通認証サービスです。

e-Gov では G ビズ ID を利用してログインすることができます。取得方法や利用方法については、G ビズ ID ヘルプデスクへお問い合わせください。

G ビズ ID ヘルプデスク (<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>)

① 電話での問い合わせ

電話番号：0570-023-797

受付時間：9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除く）

② メールでの問い合わせ

問い合わせ方法：専用フォーム

（参考）G ビズ ID ご利用ガイド (<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>)

Q18 e-Gov アカウントとは何ですか。

A18

e-Gov アカウントとは、デジタル庁が運営する政府ポータルサイト「e-Gov」の各種サービス（電子申請、行政手続きなど）を利用するためのアカウントです。メールアドレスとパスワードを登録することで取得でき、e-Gov へのログインや電子申請に利用できます。なお、e-Gov では e-Gov アカウントのほか、G ビズ ID や Microsoft アカウントなどの外部認証サービスを利用してログインすることも可能です。

※健保組合が、厚生局へ書類等を提出する際に使用するのは、e-Gov アカウントです。

詳しくは、「e-Gov アカウントの取得」 ([1.e-Gov アカウントの取得 | e-Gov 電子申請](#)) をご確認ください。

Q19 e-Gov 審査支援アカウントとは何ですか。

A19

健康保険組合が、e-Gov 審査支援サービスを利用する場合に必要なアカウントです。なお、e-Gov 審査支援アカウントは、WebUI を利用して e-Gov 審査支援サービスを利用する場合にのみ使うアカウントです。

※そのため API 連携の場合は、e-Gov 審査支援アカウントは使用しません。